

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業栗崎向田地区（農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年七月二十四日から

令和六年八月二十二日まで

二 縦覧場所

埼玉県のウェブサイト

本庄市役所

深谷市役所